

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求めらる。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第37条」を「第38条」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校）

第6条の2 次の表の左欄に掲げる小学校及び同表の右欄に掲げる中学校は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により、それぞれ小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとする。

小学校	中学校
熊本市立芳野小学校	熊本市立芳野中学校
熊本市立富合小学校	熊本市立富合中学校

第24条中「職員」を「教員」に改める。

第30条中「調整」を「調製」に改める。

第31条中「熊本市立学校施設使用条例」の次に「（平成5年条例第29号）」を加える。

附則に次の1項を加える。

（天皇の即位に伴う学期及び休業日に関する特例）

6 平成31年度における第2条第2項及び第3条第1項第3号から第5号までの規定の適用については、第2条第2項中「8月31日」とあるのは「8月25日」と、「9月1日」とあるのは「8月26日」と、第3条第1項第3号中「4月7日」とあるのは「4月8日」と、同項第4号中「8月31日」とあるのは「8月25日」と、同項第5号中「12月26日」とあるのは「12月25日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の次に1条を加える改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(提出理由)

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第79条の9第1項の規定により、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すとともに、天皇の即位に伴い、学期及び休業日に関する特例を定める等のため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教育委員会規則第6号)第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

○熊本市立小中学校の管理運営に関する規則 (昭和 5 9 年教育委員会規則第 6 号)

改正後 (案)	現行						
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条)</p> <p>第 2 章 学年・学期及び休業日等 (第 2 条 第 5 条)</p> <p>第 3 章 教育活動 (第 6 条 第 1 1 条)</p> <p>第 4 章 教材の取扱 (第 1 2 条・第 1 3 条)</p> <p>第 5 章 職員組織等 (第 1 4 条 第 2 1 条の 3)</p> <p>第 6 章 服务等 (第 2 2 条 第 2 8 条)</p> <p>第 7 章 施設・設備等 (第 2 9 条 第 3 2 条)</p> <p>第 8 章 雑則 (第 3 3 条 第 3 8 条)</p> <p>附則</p> <p><u>(中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校)</u></p> <p><u>第 6 条の 2 次の表の左欄に掲げる小学校及び同表の右欄に掲げる中学校は、学校教育法施行規則 (昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号) 第 7 9 条の 9 第 1 項の規定により、それぞれ小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">小学校</th> <th style="text-align: center;">中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">熊本市立芳野小学校</td> <td style="text-align: center;">熊本市立芳野中学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">熊本市立富合小学校</td> <td style="text-align: center;">熊本市立富合中学校</td> </tr> </tbody> </table>	小学校	中学校	熊本市立芳野小学校	熊本市立芳野中学校	熊本市立富合小学校	熊本市立富合中学校	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条)</p> <p>第 2 章 学年・学期及び休業日等 (第 2 条 第 5 条)</p> <p>第 3 章 教育活動 (第 6 条 第 1 1 条)</p> <p>第 4 章 教材の取扱 (第 1 2 条・第 1 3 条)</p> <p>第 5 章 職員組織等 (第 1 4 条 第 2 1 条の 3)</p> <p>第 6 章 服务等 (第 2 2 条 第 2 8 条)</p> <p>第 7 章 施設・設備等 (第 2 9 条 第 3 2 条)</p> <p>第 8 章 雑則 (第 3 3 条 第 3 7 条)</p> <p>附則</p> <p>【新規】</p>
小学校	中学校						
熊本市立芳野小学校	熊本市立芳野中学校						
熊本市立富合小学校	熊本市立富合中学校						

(研修)

第 2 4 条 教育公務員特例法 (昭和 2 4 年法律第 1 号) 第 2 条第 2 項に規定する**教員**が勤務場所を離れて研修を行う場合は、研修の目的、場所及び期間等を明示して校長の承認を得なければならない。ただし、5 日以上にわたる研修の場合は、委員会の承認を得なければならない。

(施設台帳等)

第 3 0 条 校長は、施設台帳及び設備台帳を**調製**し、その現有状況を記載し、毎年度末に委員会に報告しなければならない。

(施設・設備の使用)

第 3 1 条 校長は、学校の施設及び設備を社会教育その他の公共のために利用させるときは、熊本市立学校施設使用条例 (**平成 5 年条例第 2 9 号**) により、処置しなければならない。ただし、2 日以上にわたる長期の使用又は異例の使用の場合には、あらかじめ委員会の指示を受けなければならない。

附 則

1 ~ 5 (略)

(天皇の即位に伴う学期及び休業日に関する特例)

6 平成 3 1 年度における第 2 条第 2 項及び第 3 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの規定の適用については、第 2 条第 2 項中「 8 月 3 1 日」とあるのは「 8 月 2 5 日」と、「 9 月 1 日」とあるのは「 8 月 2 6 日」

(研修)

第 2 4 条 教育公務員特例法 (昭和 2 4 年法律第 1 号) 第 2 条第 2 項に規定する**職員**が勤務場所を離れて研修を行う場合は、研修の目的、場所及び期間等を明示して校長の承認を得なければならない。ただし、5 日以上にわたる研修の場合は、委員会の承認を得なければならない。

(施設台帳等)

第 3 0 条 校長は、施設台帳及び設備台帳を**調整**し、その現有状況を記載し、毎年度末に委員会に報告しなければならない。

(施設・設備の使用)

第 3 1 条 校長は、学校の施設及び設備を社会教育その他の公共のために利用させるときは、熊本市立学校施設使用条例 _____ により、処置しなければならない。ただし、2 日以上にわたる長期の使用又は異例の使用の場合には、あらかじめ委員会の指示を受けなければならない。

附 則

1 ~ 5 (略)

【新規】

と、第3条第1項第3号中「4月7日」とあるのは「4月8日」と、
同項第4号中「8月31日」とあるのは「8月25日」と、同項第5
号中「12月26日」とあるのは「12月25日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の次に1条を加える改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(参考)附則第6項による読み替え

読み替え後	読み替え前
<p>(学年及び学期)</p> <p>第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月25日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>8月26日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から<u>4月8日</u>まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月22日から<u>8月25日</u>まで</p> <p>(5) 冬季休業日 <u>12月25日</u>から1月6日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(7) 学年を通じ10日以内で校長において指定する日</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(学年及び学期)</p> <p>第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>9月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から<u>4月7日</u>まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月22日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>(5) 冬季休業日 <u>12月26日</u>から1月6日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(7) 学年を通じ10日以内で校長において指定する日</p> <p>2・3 (略)</p>